

## 能代市建設工事入札参加資格審査に係る市内建設業者の認定基準

### (目的)

第1条 この基準は、市内建設業者を認定するに当たり、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に定めがあるもののほか、認定基準を定め明確にすることで、不適格業者の入札等への参加を防止することを目的とする。

### (認定要件)

第2条 市内建設業者は、別表第1又は別表第2に定める市内営業所要件（以下「市内営業所要件」という。）を全て満たさなければならない。

2 市内建設業者は、前項の市内営業所要件のほか、次に掲げる営業年数の要件を満たさなければならない。

- (1) 主たる営業所を市内で創業した建設業者については、建設業許可を取得してから引き続き2年以上、能代市内で事業を営んでいること。
- (2) 主たる営業所を市外から市内へ移転した建設業者及び従たる営業所を市内に設置した建設業者については、第6条第1項の規定により市内営業所要件を満たしていることを認められてから引き続き2年以上、能代市内で事業を営んでいること。

### (提出書類)

第3条 市内建設業者の認定を申請する建設業者（以下「認定申請業者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 市内建設業者認定申請書（様式第1号）
- (2) 市内営業所調査票（様式第2号）
- (3) 前条の認定要件を満たすことを証明する書類等であつて、別表第3に掲げるもの

### (実態調査の実施)

第4条 市長は、前条の規定による提出書類を受領したときは、市内営業所要件を満たしていることを確認するための調査（以下「実態調査」という。）を実施する。

2 実態調査は、調査対象とする建設業者（以下「調査対象業者」という。）の市外の営業所も、必要に応じて調査できるものとする。

### (実態調査の方法等)

第5条 実態調査は、第3条の規定により提出された書類により、現場の確認及び聴取を行い、必要がある場合には関係書類の提示又は提出を求め、現況等について写真撮影その他の方法により記録の保存を行うものとする。

2 実態調査は、原則として調査対象業者に対し予告せずに行うものとする。

3 実態調査は、複数の市職員で行うものとし、実態調査時に市職員は、調査の結果判断について言及しないものとする。

(実態調査の結果等)

- 第6条 市長は、実態調査の結果、市内営業所要件を全て満たしていると認めるときは、市内営業所実態調査結果通知書（様式第3号）により調査対象業者へ通知するものとする。
- 2 市長は、実態調査の結果、市内営業所要件を満たしていないと認めるときは、調査対象業者へ市内営業所改善通知書（様式第4号）により改善を要することを通知するとともに、要件不備事項の改善結果について、市内営業所改善報告書（様式第5号）の提出を期限を定めて求めるものとする。
- 3 市長は、前項の市内営業所改善報告書の提出を受けたときは、再度、実態調査を実施するものとする。
- 4 第2項の市内営業所改善報告書を期限までに提出しない調査対象業者は、市内営業所要件を満たしていないものとする。
- 5 実態調査に正当な理由なく協力しない調査対象業者は、市内営業所要件を満たしていないものとみなす。

(市内建設業者の認定)

- 第7条 市長は、認定申請業者が第2条の規定による認定要件を満たしていることを確認し、市内建設業者と認定したときは、市内建設業者認定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(継続調査)

- 第8条 市長は、次の各号に掲げる建設業者に対し、必要に応じ、市内営業所要件を満たしていることを確認するための調査（以下「継続調査」という。）を随時行うことができるものとする。
- (1) 第6条第1項の規定により、市内営業所要件を満たしていると認められた者
- (2) 前条の規定により、市内建設業者として認定された者
- (3) 能代市建設工事入札制度実施要綱第6条第1項で規定の建設業者等級格付名簿に登載されている者（以下「格付業者」という。）
- 2 第5条及び第6条の規定は、継続調査の方法、結果等に準用する。

(認定の取消し)

- 第9条 市長は、前条の規定による継続調査の結果、市内建設業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市内建設業者の認定を取消すものとする。
- (1) 市内営業所要件を満たさず、前条第2項において準用する第6条第3項の規定による再度の調査においても、市内営業所要件を満たしていることが確認できない場合
- (2) 市内営業所要件を満たさず、前条第2項において準用する第6条第4項の規定に該当する場合
- (3) 継続調査に正当な理由なく協力しなかった場合

(入札参加の制限)

第10条 市長は、格付業者が継続調査の結果、市内営業所要件を満たしていないと認めるときは、第8条第2項において準用する第6条第3項で規定する再度の実態調査により、市内営業所要件を満たしていると認められるまでの間、市内に契約を締結できる営業所を有することを参加資格要件とする入札に当該業者を参加させないものとする。

(許可権者への通報等)

第11条 市長は、実態調査又は継続調査の結果、法令に違反する疑いがある場合は、法第3条に規定する建設業許可の許可権者へ照会し、又は通報するものとする。

(周知)

第12条 市長は、この基準を制定及び改廃したときは、市ホームページへの掲載その他の方法により周知するものとする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日において、市内建設業者として既に等級格付されている格付業者は、この基準により認定されているものとする。